

【別紙資料2】 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準

磐田市教育委員会

南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	地震発生
----------------------------------	----------------------------------------------	------

市危機管理連絡会議

登校前		○自宅待機 ※必要に応じて休校措置	○避難行動
登校中		①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ
在校中	防災対応なし	①学校待機 ②その後の対応 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u>
下校中		①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ

【留意点】

- ・ 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・ 登下校時の避難（場所、方法等）について、各家庭でもしっかりと協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- ・ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、連絡網や「いわたホッとライン」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに教育総務課に報告する。
- ・ 電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間はもちろんのこと、保護者とも確認しておく。
- ・ 情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。

【児童クラブについて】

- ・ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度5弱以上の地震が発生した時、児童クラブは開所しない。

《用語について》

- ・ 避難所…指定避難所（学校や交流センターなどの公共施設－市内44か所）
- ・ 避難場所…自治会等で決めている一時的な避難場所